

平成26年8月6日

松阪市議会  
議長 中島 清晴 様

報告者 松岡 恒雄

## 視察報告書

標記の件について、下記のとおり行政視察を行いましたので、その内容等を報告します。

### 記

1. 視察の日程 平成26年7月23日(水)～7月25日(金)
2. 視察先 東京都国会議員会館  
新潟県佐渡市  
〃 県新潟市
3. 参加者 公明党：松岡 恒雄  
青凜会：野口 正、濱口高志、沖 和哉
4. 視察項目
  - I. 東京都国会議員会館 7月23日(水)
    1. 集团的自衛権について
    2. 年金について
  - II. 新潟県 佐渡市 7月24日(木)
    1. 佐渡市地産地消推進条例について
  - II. 新潟県 新潟市 7月25日(金)
    1. 地域と学校パートナーシップ事業について

## I. 東京都国会議員会館

### 議員会館の概要

衆議院に衆議院第一議員会館・衆議院第二議員会館が、参議院に参議院議員会館が置かれている。これらの議員会館は、国会議事堂の西側（裏側）の道路（東京都道二五七号線）をはさんだ向かいに3棟並んで建てられており、中央に位置する衆議院第二議員会館は国会議事堂中央塔と軸線が一致するように配置されている。衆議院第一議員会館の南側の区画には総理大臣官邸が立地している。いずれの建物も地上部は鉄骨構造12階建て。地下部は鉄骨鉄筋コンクリート構造・鉄筋コンクリート構造で3-5階建てである。地下には食堂・売店を備えるほか、地下通路により国会議事堂及び東京地下鉄国会議事堂前駅・永田町駅とつながっている。議員会館前の道路の歩道は、自己の政治的主張を国会議員へと訴えかけようとするデモの名所で、各種の団体が幟や拡声器を手に陳情や座り込みをしている姿がしばしば見かけられる。国会開会中は、議員会館と議員宿舎との間に、各院事務局による議員専用の送迎バスが運行される。

### 1 集団的自衛権について

（1）個別的自衛権、集団的自衛権及び集団安全保障などに関するこれまでの整理

▷「武力の行使」に関する国際法

①、国連憲章第24条は、（加盟国の）国際関係における「武力の行使」を原則として禁止。

②、ただし、1）国連の集団安全保障措置2）個別的又は集団的自衛権、の場合には、例外的に「武力の行使」を実施することができる（違法性の阻却）。また、領域国の同意に基づく実力の行使は、

そもそも国際関係における「武力の行使」に該当しない。

▷個別的自衛権…国際法上の定義として、自国に対する武力攻撃を実力をもって阻止することが正当化される権利。

▷集団的自衛権…国際法上の定義として、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利をいう。

## (2) 我が国を取り巻く安全保障環境の変化

▷我が国の平和と安全を維持し、地域・国際社会の平和と安定を実現していく上で、従来の憲法解釈では十分対応できない状況。

## (3) 安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会について

▷我が国周辺の安全保障環境が一層厳しさを増す中、それにふさわしい対応を可能とするよう安全保障の法的基盤を再構築する必要があるとの問題意識の下、集団的自衛権の問題を含めた、憲法との関係の整理につき研究を行うため、安倍総理の下に「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（法制懇）」を立ち上げ、有識者からの意見聴取及び議論を行った。

## (4) 与党の政策及び検討

【参議院選挙公約2013】…「国家安全保障会議」の設置、「国家安全保障基本法」「国際平和協力一般法」の制定など、日本の平和と地域の安定を守る法整備を進めるとともに、統合的な運用と防衛力整備を主とした防衛省改革を実行します。

- ①安全保障法制整備推進本部の設置。
- ②安全保障法制整備に関する与党協議会の開催。

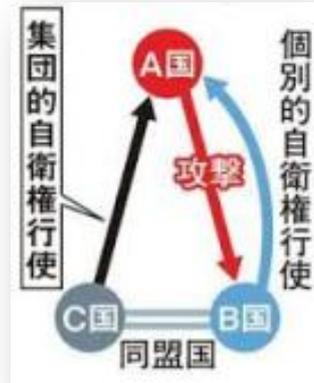
## (5) 7/1 閣議決定のポイントについて

▷国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備。

- ①武力攻撃に至らない侵害への対応。
- ②国際社会の平和と安定への一層の貢献。
- ③憲法第9条の下で許容される自衛の措置。
- ④今後の国内法整備の進め方。

## 所感

協議に携わった全ての方々の高い使命感と責任感によって、新しい安全保障法制の整備のための基本方針が閣議決定された。現実には起こり得る事態において国民の命と平和な暮らしを守ることを目的としたものであり、「武力行使が許されるのは、自衛のための必要最小限度でなければならない。このような従来の憲法解釈の基本的考え方は、何ら変わるところはありません」という議論について、赤瀬内閣参事官のお話に理解を深めることが出来た。



## 2 年金について

### 年金局の概況

年金局（ねんきんきょく）は、中央省庁である厚生労働省の内部部局の一つ。年金などを所管する。2001年1月6日の中央省庁再編で厚生省と労働省が統合されるのに伴い、厚生省年金局がそのまま組織変更され発足した。厚生労働省所管の日本年金機構担当部局である。

#### （1）公的年金制度の仕組み

- ①現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける（1階部分）
- ②民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける（2階部分）

#### （2）社会保障と税一体改革（年金分野）の成立した法律…H24年度分

- ①国年法等改正法成立
- ②年金生活者給付金法成立
- ③年金機能強化法成立
- ④被用者年金一元化法成立

#### （3）年金受給における選択肢の拡大

- ①老齢基礎年金は原則65歳支給。（受給権者からの請求に基づき、厚生労働大臣が裁定。）
- ②ただし、本人が希望すれば、60歳以降からは、繰り上げて老齢基礎年金を受給することも可能。この場合、請求時点（月単位）に応じて年金が減額される。
- ③老齢基礎年金は原則65歳支給。（受給権者からの請求に基づき、厚生労働大臣が裁定。請求が遅れた場合でも原則65歳に遡って支給されるが、5年の時効あり。）
- ④ただし、本人が希望すれば、66歳以降から繰り上げて老齢基礎年金を受給することも可能。この場合、請求時点（月単位）に応じて年金が増額される。

所感

年金の支給開始年齢の引き上げについて、もう少し議論をしないといけないのではと感じました。今後、66歳、67歳、68歳と引き上げていくのは時期尚早か？65歳を過ぎると体力的に難しくなってきますし、若い人たちの雇用との調整も必要となってきます。高額所得者の基礎年金国庫負担分の見直しの議論が必要であり、国民の納得を得られる体制づくりへの取り組みが大事であると感じました。



II 新潟県佐渡市

佐渡市の概要

佐渡市（さどし）は、新潟県西部に位置する周囲 262.7km の佐渡全域を市域とする市である。

面積は 855.27km<sup>2</sup> で、これは、<sup>とうしょぶ</sup>島嶼部を除いた東京都（東京 23 区・多摩地域）の面積 1791.47km<sup>2</sup> の約 48% にあたり、また大阪府の面積 1897.86km<sup>2</sup> の約 45% に相当する。2004 年（平成 16 年）3 月 1 日、佐渡の全市町村（両津市、相川町、佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町、小木町、羽茂町、赤泊村）が合併して発足した。人口は約 6.2 万人で、市役所は旧金井町にある。市章は佐渡の形と頭文字「S」を図案化したもの。日本海に浮かぶ、沖縄本島に次ぐ日本第 2 の志摩で、江戸時代には江戸幕府の直轄領、“天領”となった。佐渡金銀山はその産出量において国内第 1 位の期間が数百年に渡り続いた。遺跡・文化・景観など、わが国の貴金属鉱山の歴史と構造のすべてを典型的に示す物証として、世界文化遺産の登録をめざしている。また、人とトキが共生する美しい島づくりをめざし、環境に配慮した取り組みを進めている。

## 1 佐渡市地産地消推進条例について

### （1）背景

佐渡は自然環境に育まれた山海の幸の食材は豊かで、自給自足の可能な島であるといわれてきた。しかしながら、島内で消費される食材のほとんどは島外から移入されている。

### （2）目的

- ①環境問題からのフードマイレージの軽減
- ②島内自給率の目標を定めて工程表に基づき生産から消費までの仕組みを作ることによる農林水産業振興
- ③過疎地における生産意欲の向上による元気対策
- ④高齢者・女性能力の活用

### （3）地産地消推進条例の概要

- ①市、生産者、消費者、及び事業者の役割を明確にする
- ②安心して安全な農林水産物の供給
- ③食育の推進

### （4）条例に基づく取組み

- ①佐渡市地産地消推進条例 第 15 条により地産地消推進計画を策定する。
- ②推進体制については、佐渡市地産地消推進会設置要綱により設置。
- ③委員は 25 人以内、任期は 2 年である。
- ④委員の内訳は生産者代表、流通代表、消費者代表のより構成し、佐渡地域振興局、佐渡市各関係各課係長が参加している。

⑤期間 平成22年～平成26年度の5年間を計画期間とし、基本計画、重点目標、具体的取組みまで計画する。

⑥国の「食糧・農業・農村基本計画」「にいがた21地産地消運動」と連携し、「佐渡市将来ビジョン」「佐渡総合計画後期基本計画」「佐渡市食育計画」との整合・調整を図る。

#### (5) 地産地消の実現と発展的農林水産振興

①生産者の体制整備と安定供給の推進。

②生産履歴整備、農産物安全確保や環境への配慮、土壌診断や残留農薬検査の普及促進。

④イベント、まつりなどを通じた交流、研修会、講演会の開催、佐渡産農林水産物の旬や流通に関する情報提供、地産地消の取組み等の情報提供と啓発活動。

⑤店舗・直売所等における佐渡産農林水産物の利用促進。

⑥学校・福祉施設等における佐渡産農林水産物の利用促進。

⑦6次産業による地場産業の推進（農商工連）。

⑧食育の推進と伝統料理に継承。

#### (6) 問題点

①島外から入ってくる安価な野菜におされ、島内の販売農家の減少。

②販売農家が少なく、野菜の生産量も減少しており生産レベルも低い。

③高齢化が進み、担い手の減少。

④消費者の地産地消の意識の低下。

#### (7) 関連施策

①平成22年5月より、学校給食で米粉のパンにし、100%主食を佐渡産にする。

②11月の第3週に地産地消祭りの開催、特産品販売、スイーツコンテスト、有名パティシエによる調理実演の実施。

③佐渡産農林水産物を使用したメニュー等を展開する店舗を「サドメシラン認定店」として認定し、HP等で広くPRする。6月末現在37店舗。（市内11、市外14、関東圏12）

④地産地消ポイント交換推進事業の実施。

⑤庭先集荷事業の実施。

#### (8) 今後の取組み

①佐渡産品提供店の拡大～関西・名古屋圏への進出。

②庭先集荷事業の拡大～取組み農家拡大と良質野菜の安定供給。

③平成27年度～平成31年度の5年間とした「第2次地産地消推進計画（仮称）」策定

## 所感

今回の佐渡市への視察では、「地産地消で佐渡を元気にしよう」という取組みについて勉強させていただきました。佐渡の農林水産物が地元の人々に積極的に利用されなかったこれまでの状況を大きく変化させた画期的な条例です。今を生きる私たちが島の自然と安全・安心な食料を、未来の子供たちへの預かりものと考え、引き継ぐことの使命を自覚し、島の環境を守りながら、島の農林水産業の発展が島の産業を興す原動力になるという確固たる信念のもと、地産地消推進を諮られた内容について理解を深めることが出来ました。今後の松阪市における地域経済の活性化、元気を取り戻す方策の一つとして勉強させていただくことが出来ました。



## Ⅲ. 新潟県新潟市

### 新潟市の概要

新潟市（にいがたし）は、新潟県北東部（下越地方）の都市で、同県の県庁所在地であり、本州日本海側では唯一の政令指定都市である。

1889年（明治22年）4月1日の市制によって設置された市のうちの1つ。市の中心部にあたる信濃川河口部には、古くから港が開かれ、幕末の日米修好通商条約開港五港の1つとなった。現在でも水陸の交通の要衝である。2005年の広域合併によって人口が81万人を突破し、2007年（平成19年）4月1日に、本州日本海側では初めての政令指定都市に移行した。市域には北区、東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区の8行政区が設けられ、市役所をはじめとする市政の中核機能は中央区に置かれている。1950年代まで、信濃川左岸の新潟島中心部には堀が張り巡らされ、それに沿って柳が植えられていた。そのため、「水の都」「柳都（りゅうと）」などの異名を持つ。

また、多数の漫画家を輩出していることや、バイパス網が発達していることで知られる。  
萬代橋、NEXT21、朱鷺<sup>とぎ</sup>メッセ、デンカビッグスワンスタジアムがシンボリック的存在となっている。

## 1 地域と学校パートナーシップ事業について

### (1) 目的

学校が学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域に開かれ、地域とともに歩むことができるように、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めること。

### (2) 根拠となるもの

教育基本法、学校教育法、社会教育法、学習指導要領総則、新潟市教育ビジョン、新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱

### (3) 実績

実施校……………平成19年度…8校→→→平成26年度…172校

コーディネーター数… …平成19年度…9人→→→平成26年度…274人

### (4) 事業内容

各校では、地域教育コーディネーターが核となり、「学・社・民の融合による教育」を推進。

- ・学校と社会教育施設、地域活動を結ぶネットワークづくり
- ・学校の教育活動・課外活動における地域人材の参画と協働
- ・学校における地域の学びの拠点づくり
- ・学校の教育活動の様子を地域へ発信

### (5) 成果

#### 1) 子どもにとって

・学習意欲が高まったり、学習内容の理解が深まったり、学力や体力の向上につながっており、多様な大人とのふれあいにより、コミュニケーション能力や社会性が培われたり褒められたりする機会が増え、自信をもち心の安定につながっている。

#### 2) 地域（かかわる大人）にとって

・ボランティア活動をとおして、生涯学習成果の発揮の場、学び合いの場、仲間づくりの場になっており、子どもの学びを支え成長を共に喜び合うことで、地域の教育力向上につながっている。

#### 3) 学校にとって

・教職員が学校支援ボランティアや外部指導者の協力により、地域や社会教育施設等との“共育”のよさを実感し、教育活動の充実や教育環境整備が進んでおり、地域の一員として、地域貢献活動も増加している。

#### 4) 社会教育施設等にとって

・学校、公民館、図書館など社会教育施設との連携が充実してきており、共済事業、出前講座など、公民館との協働が進んでいる。

#### (6) 課題

・教職員の意識をさらに高め、「学・社・民の融合による教育」のよさを実感し、好事例を紹介するなど研修方法や内容を工夫する必要がある。

・学校支援ボランティアの人員拡充に努めるとともに、共に教育活動を創り上げていく参画と協働を進める。

・地域教育コーディネーターの着実な資質向上を図るため、経験年数や学校種別などニーズに応じた研修、支援を行う。

・公民館などの社会教育施設等とさらなる連携・協働を進め、人づくり、地域づくりを推進する機会の提供が必要です。

・事業の趣旨、成果を市民に分かりやすく伝えることで、「学・社・民の融合による教育」のさらなる推進を図る。

## 所感

新潟市では、平成18年3月、本市の教育が目指す方向とあり方を明確に示すために「新潟市教育ビジョン」を策定し、「学・社・民の融合による教育」の考え方を根幹とし、人や自然を大切にす豊かな心を持ち、自分に自信をもって将来の夢や目標に向かって挑戦する子どもを育てるとともに、生涯を通じて学び続けることのできる新潟市民の姿を目指しているそうです。地域の人材、教材を生かし、公民館や図書館などの社会教育施設が積極的にかかわったりすることで子どもたちの教育活動は充実されていき、またたくさんの方がかかわることで子どもも声をかけられたり、ほめられたりする場所が増え、大人も子どもから元気をもったり、生涯学習の成果を発揮されたり、地域の絆づくりの一助になったりされているそうです。松阪市でも一部学校区において、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを開催し、地域に開かれ地域に支えられる学校づくりを推進しています。今後松阪市もさらに「学・社・民の融合による教育」を研究し、地域と共に歩む学校づくりに注力するべきであると感じました。

